



～小金井・小平の地域と会員をつなぐ会報誌～

発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子  
発行所 〒184-0012 東京都小金井市中町4丁目14番17-606  
TEL: 042-313-4600 FAX: 042-313-4700  
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報渉外委員会

## コロナ禍における「さぼたま」の一年



一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保 晶子

日頃より、地域の皆様、関係機関の皆様には、当法人の活動にご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、年明けとともに新型コロナウイルス感染症が拡大し、市民生活、経済活動に大きな打撃を与え、一年が経過した現在も未だ終息の兆しが見えません。高齢になるほど重症化率が高く、できる限りご高齢者との接触を控えるよう言われております。しかしながら、私たち「さぼたま」の会員が支援させていただく方の多くが認知症高齢者の方々であり、コロナ禍であっても、支援を途切れさせず、ご本人の生活の基盤を守る必要がありました。そのため、会員一人ひとりが、前例のない中、悩みながらも、感染防止に十分に留意し、後見活動を継続した一年となりました。一方で、施設入居、入院をされている方々とは、面会禁止の期間が続き、担当者の方にご本人のご様子を伺ったり、短時間のオンライン面会でご本人とことばを交わしたりすることしかできない状況が現在も続いております。このような異例の緊張状態が続く中、医療・介護の現場で働かれている皆様におかれましては、被後見人の方々をはじめとする多くの患者の方々、利用者の方々の命と生活を守ってくださっていることに深く感謝を申し上げます。

「さぼたま」の法人活動としては、例年委託事業として開催している市民公開講座・相談会が残念ながら中止となりましたが、Zoomを利用して定例会を開催したり、自粛の時間を利用して法人のロゴマークを制作したり、ホームページの制作に着手したりしました。

今後も、地域の皆様のお役に立てるよう、会員一同、歩みを止めずに尽力していく所存ですので、何卒、宜しく願い申し上げます。

最後になりましたが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、地域の皆様、関係機関の皆様のますますのご健勝、ご繁栄を心より祈念申し上げます。

注目 !!  
私たちのロゴが  
できました!



私たち一般社団法人相続後見シニアサポート多摩では、この度コグデザインズ様に依頼し、こちらのロゴマークを制作致しました。

当法人は、「さぼたま」という愛称で呼ばれています。親しみやすく覚えやすいこの愛称を活用し、「さぼたま」という文字自体をロゴに採用しました。

ロゴデザインは、私たちの理念にも通じる人と地域に寄り添い安心安全な地域づくりに貢献する温かみのある『人間性』を感じていただきたいという思いから、暖色であるオレンジをイメージカラーに採用し、笑顔をイメージさせるイラストを盛り込み、文字パーツでやわらかさを表現しました。また温かさの中にも、行政書士としての信頼感や誠実さを感じられるように工夫もしています。

そして「さ」「ぼ」「た」と3つ並んだ顔には、2つの意味合いを込めました。1つ目は外側からみたもので、支援を必要としている方を「ぼ」と見立てて、「さ」を私たち行政書士、「た」は支援を必要としている方のご家族や地域の関係者の皆様と見立て、皆で一緒に支援していきましょうという願いを込めて「ぼ」に顔を向けています。2つ目は内側からみたもので、年齢も性別も異なる当法人の会員を3つの顔に見立てており、行政書士としてペンを力にしてひとつにまとまっている様子を表しています。

ロゴに込めた想いと共に、このロゴマークと「さぼたま」という愛称が、より地域の皆様に親しまれるよう今後も活動してまいります。(報告 松村彰子)

※参考：コグデザインズ コンセプトシート

小さな会社のための、ウェブパートナー



ウェブやデザインの担当者を置くことが難しい小さな企業や個人事業の方へ。  
ウェブ制作・運用・戦略のパートナーとして、一緒に事業を成長させてみませんか。

ウェブ制作 ● ブログ運用、SEO対策  
● ロゴ、名刺、チラシ制作

Q コグデザインズ

【受任実績】(令和3年2月28日現在) ※

成年後見人・保佐人・補助人就職	35件	任意後見契約締結	6件
日常生活見守り等委任契約締結	8件	死後事務の委任契約締結	20件
日常的金銭管理委任契約締結	6件	遺言執行者への指定	19件
財産管理等委任契約締結	7件	その他	2件

※当法人の紹介を通じて、当法人会員（または会員の所属する法人）が受託した受任実績です。

## 第11回勉強会 (報告 高柳昌樹)

2020年10月6日、第11回勉強会を実施しました。今回は「家族信託？任意後見？～後見業務の中で出会う信託相談とヒアリングのポイント」というタイトルで、司法書士の乗原穂高（くわはらほだか）先生にご講演をいただきました。

講義では家族信託実務の事例に加え、事前ヒアリングについて乗原先生の体験に基づいた丁寧な説明がありました。お客様に寄り添った業務を行うために、慎重なヒアリングがいかに大切なのかを改めて確認でき、充実した時間を過ごすことができました。乗原先生には改めて御礼を申し上げます。

今回は感染症対策に配慮する形で行いましたが、いただいたアンケートでは満足されたとの声が多く、ほっとしております。研修委員会では今後も業務に関する勉強会を開いて参りますので、よろしくお願いいたします。



## &lt;後見終了後の事例&gt; 加藤史郎

成年後見人の仕事として皆さんが考えることは、どんなことでしょうか？病気などで判断能力が十分でない人の生活に寄り添い、様々な手助けをしていくことがまず思い浮かぶのではないですか。もちろんご本人のために様々なことを行うのは後見人の仕事の一番重要なことです。ですが、残念ではありますが終わりというものもどなたにも訪れます。そこでここでは、被後見人の方がお亡くなりになった後のことについて、お話しさせていただきます。

本来後見人の仕事は、ご本人がお亡くなりになった時に終了してしまいます。つまり、ご本人に代わって行う代理権などは消滅し、家庭裁判所や法務局に終了報告を行うこと、財産を相続人に引き継ぐことが最後の仕事として残るだけです。ですが、そう簡単に終了する案件というのは実はあまりありません。

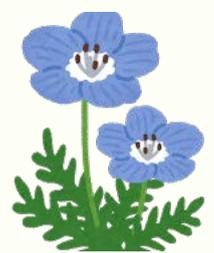
私が以前後見人に就任した方は、ご家族の縁が薄く、また、金銭的にも大変苦勞の多い方でした。後見人となってほどなくお亡くなりになってしまったので、お人柄やどのような人生を歩んでこられたかなどはわからずじまいでした。

幸いにしてご親族とは連絡がつき、死亡届の届出人、火葬から納骨までの契約はその方にお願ひすることとなりました。もしそのような方が現れなければ、後見人の職務として、遺体の引き取り、火埋葬、納骨に至るまでの事務も、家庭裁判所の判断を仰いだうえ行うことができます。

直葬でお送りして御骨は故郷のお墓に納められました。あとは財産の引継ぎなのですが、負債もあり、相続人全員から、相続放棄をしたい旨の連絡がまいりました。息子さんとご兄妹、全員の相続放棄受理通知書が揃ったのはお亡くなりになってから十か月ほど経ったころです。家裁に報告し、負債を返して財産はなくなりすべて終了です。

結果として相続から債務清算までかかわることとなりました。このような清算事務も成年後見人の仕事の一部です。日々の暮らし、“日常”の延長線上に死というものがあり、そこを越えても“日常”は残っていきます。誰かがその後始末を付けなくてはなりません。私たち後見人が支援を行うことにより、社会への貢献の一助となれることを願いつつこれからも業務に励んでまいります。

## 会員寄稿





## 遺言・相続・死後事務・成年後見 Q&A



Q1. 公証役場に行けない人は、公正証書遺言を作成することはできないのでしょうか？

A1. 手数料が病床加算で5割増しになりますが、公証人に遺言者の自宅・入院先・入所先等への出張をお願いして、公正証書遺言を作成することが出来ます。

Q2. 突然、金融機関から何十年も会っていない兄の借金を返済するよう求める書類が届きました。どうやら兄が多額の借金を残して死亡したらしいのですが、なぜ私が返済しないといけないのか。またどうしたらよいのでしょうか？

A2. 被相続人に子（何代でも代襲可）や両親がないと、配偶者とともに兄弟姉妹（代襲相続は甥姪まで）が財産だけでなく負債も相続することになるためです。この事例では、請求書類が届いてから3か月以内に、家庭裁判所に「相続放棄の申述」をします。あなた一人が相続放棄しても、他に相続人がいれば請求が行ってしまいますので、相続人全員で相続放棄した上、家庭裁判所に対して更に「相続財産管理人選任の申立て」を行うことをお勧めします。

Q3. 最近よく聞く樹木葬とはどのようなものなのでしょうか。

A3. 墓石不要の簡易なお墓で、墓地の許可を取った山林等に樹木葬の区画を作る従来型に加え、最近では市街地の寺院や墓地の一角に樹木葬用の設備（花壇や納骨堂等）が作られることも増えてきました。初めから合祀となるもののほか、一定期間は遺骨を混ぜず個別の容器に入れて花壇や納骨堂等の内部に収め、表面にはプレート等で氏名を表示し、合祀する時期を選べるものもあります。お値段は数十万円からの設定が多いです。

### <当法人にお気軽にご相談ください>

#### ● 法定後見 ●

成年後見人等候補者のご紹介

—家庭裁判所の審判による後見—

#### ● 任意後見 ●

財産管理等委任契約

—足腰が不自由な場合などの財産管理等—

任意後見契約

—将来に備えた契約に基づく後見—

#### ● 見守り事務 ●

日常生活見守り等委任契約

—日常生活の困りごとのご相談・見守り—

日常的金銭管理等委任契約

—通帳のお預かり・費用のお支払い—

#### ● 死後の整理事務 ●

死後事務の委任契約

—ご葬儀・身辺の整理事務—

遺言

—遺言作成・相続に関するお手続き—

#### 〈編集後記〉

今年度は、百年に一度とも言われる困難と我慢の日々でした。非日常の中で不安を感じられた方も少なくなかったのではないのでしょうか。

今回、当会のロゴマークが決定しました。ロゴマークに含まれた「温かさ」を皆様を感じ取っていただくことができれば幸いです。私たち会員も、皆様から「相談しやすい。」と感じていただけるような、親しみやすい温かさのある活動を心がけてまいります。

〈齋藤順子〉